

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 22 年 11 月 30 日 号外特第 27 号 61 ページ
【法令番号】	平成 22 年 11 月 30 日 政令第 232 号
【管轄省庁】	文部科学省
【施行期日】	平成 22 年 12 月 1 日
【制定の根拠】	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）第 4 条第 1 項
【法令のあらまし】	公立学校の学校薬剤師の公務災害補償に関する休業補償等の額の算定基礎となる補償基礎額を改定した。(別表関係)
【改正される法令】	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和 32 年政令第 283 号）